# 使用施設等の溶接の技術基準に関する規則 （昭和六十一年総理府令第七十三号）

## 第一章　総則

#### 第一条（定義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

「使用第一種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

###### 二

「使用第一種容器」とは、使用第一種機器に属する容器をいう。

###### 三

「使用第一種管」とは、使用第一種機器に属する管をいう。

###### 四

「使用第二種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、使用第一種機器及び第七号に規定する使用第三種機器以外のものをいう。

###### 五

「使用第二種容器」とは、使用第二種機器に属する容器をいう。

###### 六

「使用第二種管」とは、使用第二種機器に属する管をいう。

###### 七

「使用第三種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

###### 八

「使用第三種容器」とは、使用第三種機器に属する容器をいう。

###### 九

「使用第三種管」とは、使用第三種機器に属する管をいう。

#### 第二条（特殊な方法による溶接）

この省令の規定によらないで使用施設等の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで使用施設等の溶接をすることができる。

##### ２

前項の認可を受けようとする者は、その理由及び溶接方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

#### 第三条（溶接部の強度及び耐食性）

溶接部は、母材の強度（母材の強度が異なる場合は、弱い方の強度）と同等以上の強度を有するものでなければならない。

##### ２

溶接部は、溶込みが十分であり、割れがなく、かつ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で溶接部の強度及び耐食性を確保する上で有害なものがないものでなければならない。

## 第二章　使用施設等

#### 第四条（使用施設等の溶接の方法）

使用施設等に属する容器又は管の溶接に係る溶接の方法は、次の各号に適合しているものでなければならない。

###### 一

溶接部の設計及び溶接施行法が次のイ及びロに適合したものであること。

###### 二

溶接設備の種類及び容量が溶接施行法に適したものであること。

###### 三

溶接を行う者が次のイ又はロに適合した者であること。

#### 第五条（材料の制限）

使用施設等に属する容器又は管の溶接に用いられる母材は、炭素含有量が〇・三五パーセント以下のものでなければならない。

#### 第六条（開先面）

使用施設等に属する容器又は管の溶接における開先面及びその付近の母材の表面の水分、塗料、油脂、ごみ、有害なさび、溶けかすその他有害な異物は、溶接に先立ち、除去しなければならない。

##### ２

裏はつりを行う場合は、溶込み不良部を完全に除去しなければならない。

#### 第七条（突合せ溶接による継手面の食い違い）

使用第一種機器、使用第二種機器及び使用第三種機器（第一条第七号ロに規定するものに限る。）の突合せ溶接による継手面の食い違いは、次の表の第一欄に掲げる機器、同表の第二欄に掲げる継手の種類及び同表の第三欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同表の第四欄に掲げる値を超えてはならない。

#### 第八条（継手の仕上げ）

使用施設等に属する容器又は管の溶接部（第三項に規定するものを除く。）であつて次条又は第十一条第一項若しくは第二項の規定により非破壊試験を行うこととされているものの表面は、滑らかで、母材の表面より高く、又は母材の表面と同じ高さであり、かつ、母材の表面と段がつかないように仕上げなければならない。

##### ２

使用施設等に属する容器又は管の突合せ溶接による溶接部（次項に規定するものを除く。）であつて次条又は第十一条第一項の規定により放射線透過試験を行うこととされているものの余盛りの高さは、次の表の上欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下でなければならない。

##### ３

使用第一種機器の溶接部の接液面は、耐食性を著しく損うおそれがある場合は、第一項に規定する表面の仕上げを行つてはならない。

##### ４

前項の溶接部の接液面は、次の表の上欄に掲げる項目について、それぞれ同表の下欄に掲げる合格基準に適合するものでなければならない。

#### 第九条（溶接部の非破壊試験）

別表第一の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する使用施設等に属する容器又は管の溶接部は、当該区分に対応する同表の規定試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するものでなければならない。

#### 第十条（溶接部の機械試験）

別表第二の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する使用第一種機器及び使用第二種機器（最高使用圧力が次に定める値以上のものに限る。）の突合せ溶接による溶接部は、当該区分に対応する同表の試験板の作成方法の欄に掲げる方法により作成した試験板について、別表第三の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）に応じ、それぞれ同表の試験の種類の欄に掲げる機械試験を行い、これに合格するものでなければならない。

###### 一

液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、千九百六十キロパスカル

###### 二

前号に規定する容器以外の容器にあつては、九十八キロパスカル

###### 三

第一号に規定する管以外の管にあつては、九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

##### ２

前項の機械試験は、別表第四の試験の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験片の欄に掲げる試験片を用い、同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法によらなければならない。

##### ３

前項の機械試験を行つた場合において、別表第四の試験の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

##### ４

第一項の機械試験を行い、別表第五の試験の種類の欄に掲げる試験に不合格となつた場合において、それぞれ同表の再試験が行えるときの欄に該当する場合にあつては、当該不合格となつた試験に用いられた試験片（別表第四の規定により分割する場合にあつては、分割された試験片）の試験板又はこれと同時に作成した試験板からとつた別表第五の再試験片の数の欄に掲げる数の再試験片について、当該不合格となつた試験の再試験を行い、これに合格するときは、これを当該不合格となつた試験に合格したものとみなす。

#### 第十一条（溶接部の耐圧試験等）

別表第六の機器の欄に掲げる使用施設等に属する容器又は管の溶接部（ライニング型貯槽（コンクリート製の貯槽にステンレス鋼等の内張りを施した容器をいう。以下同じ。）の溶接部を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。

##### ２

ライニング型貯槽の溶接部は、発泡試験（減圧法）による漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。

##### ３

前項の漏えい試験は、別表第七の発泡試験（減圧法）の項の試験の方法の欄に掲げる方法によつて行うこととし、同項の合格基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

#### 第十二条（非破壊試験の方法と合格基準）

第九条並びに前条第一項及び第二項の非破壊試験は、次の各号によらなければならない。

###### 一

放射線透過試験にあつては、別表第八の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

###### 二

超音波探傷試験にあつては、別表第九の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

###### 三

磁粉探傷試験にあつては、別表第十の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

###### 四

浸透探傷試験にあつては、別表第十一の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

##### ２

前項の非破壊試験を行つた場合において、次の各号に該当するときは、これを合格とする。

###### 一

前項第一号の場合にあつては、別表第八の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

###### 二

前項第二号の場合にあつては、別表第九の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

###### 三

前項第三号の場合にあつては、別表第十の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

###### 四

前項第四号の場合にあつては、別表第十一の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

加工施設又は再処理施設に属する容器又は管であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までに溶接作業に着手したものについての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条の四第三項第二号又は第四十六条の二第三項第二号に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかわらず、改正法による改正前の法第十六条の二又は第四十五条の規定により認可を受けた設計及び工事の方法とする。

##### ３

使用施設等に属する容器又は管であつて改正法の施行の日の前日までに溶接作業に着手したものについての法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかわらず、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和六十一年総理府令第六十号）による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五に規定する工事の技術上の基準とする。

# 附　則（昭和六三年七月二六日総理府令第四一号）

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年一一月七日総理府令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年一一月二二日総理府令第四八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年九月二六日総理府令第五二号）

この府令は、平成九年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号）

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。